

別紙

諮問第596号

答 申

1 審査会の結論

「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が子（以下「本児」という。）の法定代理人として行った「児童福祉審議会への意見聴取を行うにあたり、〇〇児童相談所が作成した資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年3月17日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 趣旨

原処分により交付された文書のうち「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」における次の非開示部分について、原処分を取り消し、非開示部分の開示を求める。

(ア) 「子ども（子どもの心身の状態）」欄

(イ) 「子ども（子どもの意向）」欄

イ 理由

(ア) 原処分では、本児の権利利益を害するおそれがあるとの理由から、「子どもの

心身の状態」欄について条例16条8号を適用しているが、児童相談所は、子供の状態や意向を代弁して養育者に説明し、子供の福祉に適う方向へ導かなければならないのであり、指導内容等についての十分な理由がないまま、児童相談所の介入に納得することはできない。

また、本児は保護者への非開示を望んでおらず、児童相談所もその確認をとっていないことから、非開示理由はこじつけでしかない。本児の本人情報を非開示にする利益や妥当性があるならば、それを具体的に示すべきである。

(イ) 条例16条6号による非開示についても、適正な業務に支障を来すおそれがなく、不当であり、不適正な業務を助長するものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 「子ども（子どもの心身の状態）」欄

非開示とした部分は、子供の心身の状態に関する児童相談所の相談業務の詳細又は評価・判断に係る情報である。これらの記録は単なる事実の記載ではなく、児童相談所が行った評価・判断であり、当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、そのために今後の児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

また、相談業務の詳細には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報を記載している。当該情報を開示することにより、関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

さらには、これらが開示されることとなった場合、今後、児童相談所職員が「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性が否定できない。そうすると、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所における児童相談業務に影響を及ぼし、当該事務及び今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

また、非開示部分には未成年者の情報が含まれており、法定代理人による虐待を受けた子供の心情等を記録したものとして、開示することにより当該未成年者の権利利益を害するおそれがある。

よって、条例16条8号に該当する。

(2) 「子ども（子どもの意向）」欄

非開示とした部分は、子供の心身の状態に関する児童相談所の相談業務の詳細又は評価・判断に係る情報である。これらの記録は単なる事実の記載ではなく、児童相談所が行った評価・判断であり、当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、そのために今後の児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

また、相談業務の詳細には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報を記載している。当該情報を開示することにより、関係者又は関係機関との信頼関係が損なわれ、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の児童相談業務に支障が生じるおそれがある。

さらには、これらが開示されることとなった場合、今後、児童相談所職員が「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性が否定できない。そうすると、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所における児童相談業務に影響を及ぼし、当該事務及び今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

よって、条例16条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 9月 1日	諮問

平成30年 6月18日	新規概要説明（第185回第二部会）
平成30年 6月27日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 7月24日	審議（第186回第二部会）
平成30年 9月28日	審議（第187回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 児童福祉司指導措置及びその解除について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）は、6条の3第8項において、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を要保護児童とした上で、第2章第6節「要保護児童の保護措置等」を設け、次のとおり規定している。

法25条1項において「要保護児童を発見した者は、これを…都道府県の設置する…児童相談所に通告しなければならない。」とし、法26条1項において、当該児童について必要があると児童相談所長が認めたときは、同項各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない旨定め、その措置として、同項1号は法27条に規定する措置を要する場合に、その旨を都道府県知事に報告することを掲げている。

法27条1項は、都道府県知事が当該報告を受けた場合には、同項各号に掲げる措置のいずれかを採らなければならない旨定め、その措置として、同項2号では「児童又はその保護者を児童相談所…の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司…に指導させ」ることが掲げられており、当該措置に係る権限について、東京都においては、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条により東京都知事から児童相談所長に委任する旨を定めている。

また、法27条6項において、「都道府県知事は、政令の定めるところにより、第

1項第1号から第3号までの措置…を解除…する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。」とし、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）32条1項は、「児童若しくはその保護者の意向が当該解除措置と一致しないとき」がこの場合に該当する旨を定めている。

実施機関は、法第2章第6節に定めのあるこれらの業務について、通告の受付や調査等の業務を行い、東京都児童福祉審議会条例（平成12年東京都条例第33号）により設置される東京都児童福祉審議会に対して必要な報告を行っている。

イ 本件非開示情報及び審査会の審議事項

実施機関は、親である審査請求人が、本児の法定代理人として行った本件開示請求に係る対象保有個人情報として、「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を特定し、これに記載された「子ども（子どもの心身の状態）」欄（以下「本件非開示情報1」という。）が条例16条6号及び8号に、「子ども（子どもの意向）」欄（以下「本件非開示情報2」という。）が条例16条6号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、本件非開示情報1及び2の開示を求めていることから、審査会は、これらの非開示妥当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例16条8号は、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合における次に掲げる情報」として、「イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報」、「ロ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が二人以上いる場合であって、法定代理人の一人による開示請求がなされたときにおいて、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報 1 及び 2 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 には本児の心身の状態に関する児童相談所の評価・判断が、本件非開示情報 2 には児童相談所の援助に関する本児の意向についての児童相談所の評価・判断が記載されている。

本件非開示情報 1 及び 2 を開示することにより、今後、児童相談所職員が「児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要」を作成するに当たって、関係者の反応を懸念するあまり、単なる事実以外の記載をすることに消極的となり、その記載内容が形骸化するなど、児童相談所における相談援助業務に影響を及ぼし、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 1 及び 2 は、条例16条 6 号に該当し、本件非開示情報 1 についての同条 8 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二